

平成２６年度補正予算に係る新規事業採択時評価結果一覧 (平成２７年２月時点)

○政府予算案の閣議決定時に個別箇所では予算決定された事業（平成26年8月に評価結果を公表済）

【その他施設費】

【船舶建造事業】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	評価	担当課 (担当課長名)
中型巡視船(PM型)2隻建造 海上保安庁	72	整備しようとするPM型巡視船は、海上保安業務の遂行に必要な船体性能、監視探証能力、制圧能力、意思伝達能力、情報処理能力、曳航能力等を有していることから、我が国周辺海域における海洋権益の保全、治安の確保、海難救助、海上防災等の事案対応体制の強化を図ることができる。 整備を実施しなかった場合は、事案対応体制の強化を図ることができない。	海上保安庁 装備技術部 船舶課 (山崎 壽久)
小型巡視船(PS型)3隻建造 海上保安庁	70	整備しようとするPS型巡視船は、海上保安業務の遂行に必要な運動性能、監視探証能力、規制能力、意思伝達能力等を有していることから、我が国周辺海域における海洋権益の保全及び治安の確保等の事案対応体制の強化を図ることができる。 整備を実施しなかった場合は、事案対応体制の強化を図ることができない。	海上保安庁 装備技術部 船舶課 (山崎 壽久)
小型巡視艇(CL型)2隻建造 海上保安庁	9	整備しようとするCL型巡視艇は、海上保安業務の遂行に必要な運動性能、監視探証能力等を有していることから、港及び周辺海域における治安の確保、海難救助等の事案対応体制の強化を図ることができる。 整備を実施しなかった場合は、事案対応体制の強化を図ることができない。	海上保安庁 装備技術部 船舶課 (山崎 壽久)

(注) 海上保安業務需要毎に、事業を実施した場合(with)、事業を実施しなかった場合(without)それぞれについて業務需要を満たす度合いを評価するとともに、事業により得られる効果について評価する。

【海上保安官署施設整備事業】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	評価				担当課 (担当課長名)
		事業計画 の必要性	事業計画 の合理性	事業計画 の効果	その他	
十一管区の施設整備 海上保安庁	2.5	100点	100点	110点	十一管区においては、近年様々な業務が増加しているが、一方で現在の庁舎が狭隘となっており、施設整備を行うことにより狭隘な環境の改善を図ることができる。	海上保安庁 装備技術部 施設補給課 (糸井 一幸)

・事業計画の必要性ー既存施設の老朽・狭隘・政策要因等、施設の現況から事業計画を早期に行う必要性を評価する指標

・事業計画の合理性ー採択案と同等の性能を確保できる代替案の設定可能性の検討、代替案との経済比較等から新規事業として行うことの合理性を評価する指標

・事業計画の効果 ー通常業務に必要な機能を満たしていることを確認・評価する指標

※採択要件:事業計画の必要性、事業計画の合理性及び事業計画の効果がいずれも100点以上